

障がい福祉瓦版

障がい者虐待について

■問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970
社会福祉課 ☎(32)8900

平成24年4月に障がい者虐待防止法が施行されて7年。この法律は、障がい者虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行うことにより、障がい者の権利を護ることを目的としています。

しかし、障がい特性によっては、虐待の本質が障がい者本人に理解されないことや、虐待行為であっても障がい者本人の問題行動とされてしまい、明らかになりにくいこともあります。

今回は現状を踏まえながら、障がい者虐待について、改めて考えます。

3種類の障がい者虐待

養護者による虐待

障がい者の身体介助、金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人等による虐待。

※対象は18歳以上の障がい者ですが、18歳未満の場合は児童福祉法が適用されます。

障がい者福祉施設従事者による虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業等の業務に従事する職員による虐待。
※高齢者関係施設等の利用者に対する虐待は高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設等の入所者に対する虐待は児童福祉法が適用されます。

使用者による虐待

障がい者を雇用する事業主や事業の経営担当者による虐待。

※18歳未満の障がい者も対象となります。

障がい者虐待の5類型

身体的虐待 身体に外傷を生じさせる暴行を加えたり、正当な理由なく身体を拘束したりすること。

例) 叩く、殴る、蹴る、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、部屋に閉じ込めるなど

性的虐待 わいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせたり見せたりすること。

例) 性的行為を強要する、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、画像を見せる

心理的虐待 著しい暴言、著しく拒絶的な対応をすること。著しい精神的苦痛を与えること。

例) 本人を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、仲間に入れない、意図的な無視

放棄・放置（ネグレクト） 衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置。

例) 十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、適切なケアや支援をしない

経済的虐待 財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得たりすること。

例) 年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う

下野市の現状

直近の4年間で本市に通報や届出がされた件数は4件ですが、通報を受けて事実確認をした結果、虐待と認定された案件は現時点ではありません。

虐待を予防するには、私たち市民1人ひとりが虐待を理解し、疑わしい状況に遭遇したときには、速やかに、適切な行動ができるようにすることが重要です。

平成30年度 栃木県における障がい者虐待の状況

	養護者による虐待	障がい者福祉施設従事者による虐待	使用者による虐待
相談・通報届出件数	26件	20件	16件

速やかな通報・届出を

障がい者虐待防止法では、虐待を受けた・受けている疑いがある障がい者を発見した人には通報する義務があると定めています。

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した方、あるいは虐待を受けた方は、社会福祉課に通報・届出を行ってください。

虐待の通報・届出をした方の秘密は守られます。

